

FOR TOMORROW

しぶや法人

申告納税は



〈飛び立つ白鳥〉

ー所得税確定申告のお知らせー

2014.2・3
No. **527**
平成26年

新年のごあいさつ	3
行動する法人会	5
平成25年分所得税確定申告について	6
税務コーナー	9
事業ア・ラ・カルト	11
都税コーナー	14

法人会掲示板 2・3月

2月・3月実施する主な事業

- 2月4日 渋谷駅前美化活動
- 2月7日 源泉所得税セミナー
- 2月12日 源泉研究部会役員世話人会
- 2月19日 第10・11ブロック合同研修会
- 2月21日 消費税セミナー
- 2月23日 エンジェルスセミナー
- 3月4日 渋谷駅前美化活動
- 3月5日 第5ブロック健康講座
- 3月6日 広報委員会
- 3月7日 法人税確定申告書の書き方講習会①
- 3月9日 本町まつり＜税金クイズ＞
- 3月11日 法人税確定申告書の書き方講習会②
- 3月11日 青年部会ゴルフコンペ
- 3月13日 法人税確定申告書の書き方講習会③
- 3月18日 女性部会役員会
- 3月19日 正副会長会、理事会
- 3月26日 第3・4・6ブロック合同研修会

※事業については渋谷法人会ホームページでもご覧いただけます。

定例説明会等のお知らせ

《税務無料相談》

日時 平成26年2月19日(水)午後1時～4時
 日時 平成26年3月19日(水)午後1時～4時
 日時 平成26年4月16日(水)午後1時～4時
 場所 渋谷法人会館 渋谷区神泉町9-10
 TEL 3461-0758

《決算法人説明会》

日時 2月13日(木) 午後1時30分～4時
 場所 渋谷税務署 7F 会議室

日時 3月18日(火) 19日(水) 20日(木)
 各午後1時30分～4時

場所 渋谷区立商工会館 2F 大研修室

該当の会社は是非ご出席下さい。

生活習慣病健診センターのご案内

毎年、黄色い封書で5月、11月の数日間期間限定でご案内差し上げております、一般財団法人 全日本労働福祉協会共催の生活習慣病健診を期間外でも品川区旗の台の健診センターで受診できます。(これまで通り、通常のご案内も差し上げます)

但し、予約制ですので、詳しい内容、実施日、料金、受付時間、お申込方法などは、必ずお電話にて下記までお問合せ下さい。

＜お申込み・お問合せ先＞ 地域健診部 大田区大森北1-18-18

TEL 03-5767-1714 FAX 03-5767-1710

お問合せ等電話受付時間 月～金 9:00～12:00 13:00～17:00

上記時間外及び土、日、祝日は留守番電話での対応となります。

＜健診センター＞ 品川区旗の台6-16-11

＜実施コース＞

- 総合喀痰コース (全58項目)
- 総合コース (全57項目)
- Aコース (全47項目)
- Sコース (全44項目)

＜オプション検査＞ (オプションのみの受け付けはできません)

- 頸動脈超音波検査
- 前立腺腫瘍マーカー検査
- 女性健診
- C型肝炎

公益社団法人
渋谷法人会 指定店



テレモアホールディングス

●シニア世代の 本当に安心で豊かなくらしのために...●

テレモアの 家族葬

ISO9001 審査登録

— 特にお葬儀 50%割引が経済的です。—

ファミリーライフクラブ®

*会員特別割引特典は事前のご入会により適用となります。



Eternal Heart

株式会社 テレモア

葬儀・斎場・仏壇
口東京本社/東京都新宿区四谷4-19-7 ☎03(5379)0111(大代表)

入会金
のみ

入会金 50,000 円のところ

ご契約団体の皆様は

入会金 45,000 円のみ

- 年会費なし
- 月々の掛金なし

資料請求・お問合せ

☎ 0120-60-1121

こたき ゆきこ
担当: 小瀧 幸子



公益社団法人 渋谷法人会
会長 柳田 道康

平成26年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

平素、会員の皆様には法人会の活動、運営に格別のご理解とご支援を賜り心から御礼申し上げます。

昨年は、領土問題に端を発する中韓との軋轢も改善の見通しは立たず、そうした中、阿部政権は多くの国民の反対を押し切り、“特定秘密保護法”を強行成立させ、今後どのように推移していくのか予断を許しません。

経済面では、阿部首相の金融緩和政策と公共投資いわゆる“アベノミクス”によって景気が上向いてきたと言われていますが、中小企業にとってはまだまだ実感するにはほど遠い状況です。それにも拘らず、景気は上昇基調との判断のもと、予定通り本年4月から消費税率は8%に引き上げられます。また、来年10月の10%への税率引き上げも実行される公算が大きいと思われます。価格転嫁に関しても十分な方策がとられているとは言えず、中小企業にとって本当に価格転嫁出来るのか、先行き非常に不透明と言わざるを得ません。

そうした状況を踏まえ法人会としましては、10月に青森で開催しました全国大会におきまして、更なる歳出の削減と中小企業が適正に消費税率の引き上げを価格転嫁できるよう実効ある措置を求め、また国際競争力確保の為にも法人税率の引き下げと事業承継税制の確立を強く国に求める提言を決議しました。

渋谷法人会は申告納税制度の維持、発展に寄与する「健全な納税者団体」として一貫して税務行政の円滑な執行に寄与するとともに、地域社会の一員として微力ながら地域の発展に工夫を凝らして取り組んで参りましたが、“公益社団法人”として今まで以上に公益性の高い活動を推進してまいります。どうか会員の皆様には法人会の活動に倍旧のご理解、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

結びにあたり本年も皆様方のご健勝とご事業のご発展を祈念し、年頭の挨拶とさせていただきます。

謹賀新年



本年も一層の
ご協力をお願いします (順不同・敬称略)

会長 柳田 道康
副会長 五月女 進一
〃 八木原 保
〃 石田 重仁
〃 岩田 利延
〃 福井 貞夫
〃 多治見 孝子
〃 新居 常男
〃 長島 祐司
専務理事 相澤 悟
常任理事 大塚 英雄
〃 雨宮 孝幸
〃 小林 英雄
〃 藤木 庸佑
〃 梅原 伸二郎
〃 堀内 利夫
〃 杉本 一二

常任理事 荻 英 夫
〃 田 中 茂
〃 福 田 勝 則
〃 光 山 和 徳
〃 奥 畑 茂
〃 野 口 アキラ
〃 細 川 信 和
〃 丸 山 幸 孝
〃 海老名 孝
〃 青年部会 名 取 政 俊
〃 女性部会長 石 井 沙 与 子
〃 源泉部会長 戸 田 匡 介
理 事 加 藤 清 治
〃 佐 藤 正 人
〃 新 村 俊 三
〃 渡 辺 博
〃 遠 藤 久 介

理 事 橘 輝 雄
〃 広 瀬 正
〃 二 渡 永 八 郎
〃 並 木 宏 道
〃 東 宣 昭
〃 朝 倉 健 吾
〃 北 節 子
〃 西 村 元
〃 岡 崎 義 明
〃 大 石 隆 士
〃 伊 藤 一 三
〃 山 崎 登 美 子
〃 山 田 英 治
〃 脇 田 茂 久
〃 有 馬 清 種
〃 増 田 泰 雄
〃 佐 伯 英 文

理 事 福 田 晴 夫
〃 中 村 浩 士
〃 飯 島 良 臣
〃 八 木 茂 久
〃 天 野 長 光
〃 松 井 美 千 代
〃 安 原 喜 一 郎
〃 滝 島 聡
〃 梅 村 昇
〃 鈴 木 清 久
〃 安 斉 隆 雄
〃 滝 澄 雄
〃 生 稲 榮 次
監 事 黒 澤 公 博
〃 福 井 恒 夫

正しい税知識を学ぼう



渋谷税務署
署長 由谷 三次

新年明けましておめでとうございます。

平成26年の年頭に当たり、公益社団法人渋谷法人会の皆様に謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

柳田会長をはじめ渋谷法人会の皆様方には、平素から税務行政に対して、深いご理解と多大なるご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

お蔭様を持ちまして、署の事務運営も順調に推移し、新しい年を迎えることができました。心から感謝申し上げます。

さて、渋谷法人会は、昨年4月に公益社団法人に移行され、これまで以上に税知識の普及や租税教育及び地域社会貢献活動など公益性の高い事業活動を積極的に実施されており、私ども税務当局としましても、大変心強く感じております。

今後も、渋谷法人会の皆様と、長年にわたり培ってまいりました相互信頼・協調関係を大切にし、引き続き、緊密な協調関係の推進に努めてまいります。

ところで、本年4月からの消費税率引上げを控え、国民の皆様の租税への関心はこれまで以上に高まってきております。

こうした状況の中で、私どもは、様々な面で質の高い税務行政を進め、皆様の信頼に応えてまいる所存ですが、そのためには、e-TaxなどのICTを活用した利便性の高い申告・納付手段等を提供して、納税者サービスの向上に努めるとともに、適正な調査・徴収を行って参りますので、皆様のご理解ご協力をよろしくお願い申し上げます。

まもなく平成25年分の所得税等の確定申告時期を迎えます。

昨年同様「ベルサール渋谷ファースト」に、世田谷区内3署と合同の申告会場を設置しますが、法人会の皆様は、ぜひ、ご自宅等からe-Taxでの申告をお願いいたします。

結びに当たり、本年が、公益社団法人渋谷法人会の皆様の、更なる発展と繁栄の年となりますよう祈念申し上げまして、新年のご挨拶とさせていただきます。



渋谷都税事務所
所長 議原 秀晃

新年明けましておめでとうございます。

公益社団法人渋谷法人会の皆様には、健やかに新春をお迎えのこととお喜び申し上げます。

旧年中は、柳田会長はじめ役員、会員の皆様より、東京都の税務行政に対して格別のご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。なかでも、電子申告・電子納税推進協議会における活動、地方税セミナー開催など、貴会の積極的、多面的な活動に改めて敬意を表します。

さて、わが国の経済は、好調な業種の増加や東京五輪の開催決定など明るい話題が多くなっていますが、先行きの懸念から、景況感の回復にはやや時間が必要かと思えます。首都東京では、社会構造が成熟しつつあり、都政の役割も災害に強い都市づくりや人口減少社会への備えなど、暮らしと安心を守る施策を着実に実行していくことにあります。その財源として、皆様からお預かりする税の重みを深く心に刻み、責務を果たさなければと、日々、肝に銘じております。

渋谷都税事務所といたしましては、今後とも、適正かつ公平な税務行政の推進に職員一丸となって取組み、皆様からの信頼の確保と納税者サービスの向上に全力を挙げてまいります。

渋谷法人会の皆様には、本年も変わらぬご支援、ご協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

結びに、この新しい年が、渋谷法人会の皆様にとり、更なるご繁栄の年となりますよう祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

法人会はよき経営者をめざす者の集まり

行動する法人会

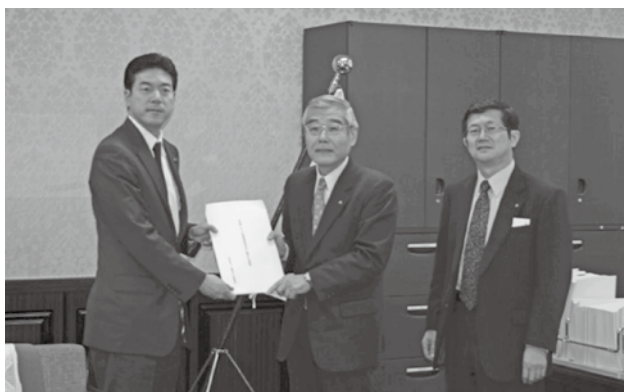
－平成26年度税制改正に関する提言－

全法連では、平成26年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

財務省

10月25日

財務副大臣
愛知 治郎 氏



左から 愛知財務副大臣、柳田税制・税務委員長、横山専務理事

国税庁

表敬訪問
11月19日

長官
稲垣 光隆 氏
次長
藤田 利彦 氏

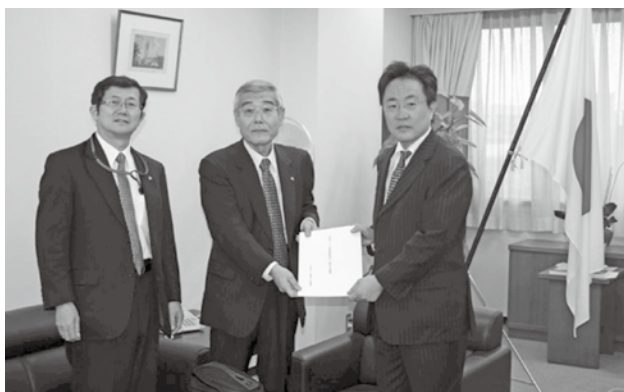


奥右から 稲垣長官、藤田次長
手前右から 横山専務理事、池田会長、柳田税制・税務委員長

中小企業庁

10月24日

長官
北川 慎介 氏



右から 北川長官、柳田税制・税務委員長、横山専務理事

自民党

予算・税制に関する
政策懇談会
11月6日

財政・金融・証券団体
委員長
鈴木 馨祐 氏
石田 真敏 氏
土屋 正忠 氏 他



全法連出席者 横山専務理事

この社会あなたの税が生きている

税 務 署

平成25年分の確定申告 (確定申告はe-Taxで正しくお早めに!)

◆確定申告会場開設のお知らせ

確定申告書の作成・提出会場を『ベルサール渋谷ファースト』に開設します。

期 間：平成26年2月12日(水)から3月17日(月)まで

※土、日及び祝日を除きますが、2月23日(日)及び3月2日(日)は開場します。

時 間：受付 午前8時30分から午後4時まで（相談開始は、午前9時15分）

※申告書等の提出は、午後5時まで

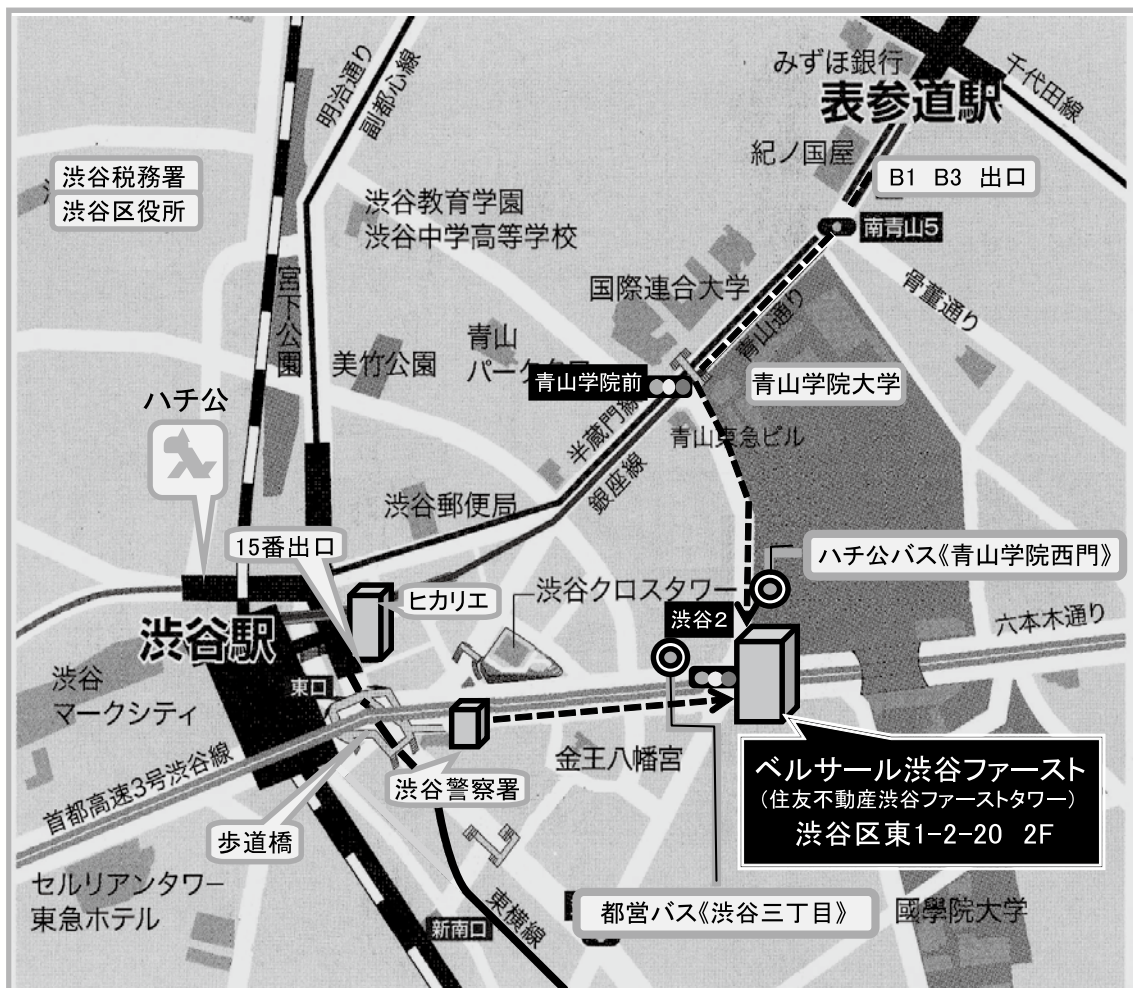
所在地：渋谷区東1-2-20（住友不動産渋谷ファーストタワー2階）

※会場に駐車場及び駐輪場はありません。

※上記会場では、国税の領収及び納税証明書の発行は行っておりません。

※作成済みの申告書等は、土、日及び祝日を除き税務署でも提出を受け付けています。

※1月6日(月)から3月17日(月)までは、税務署内に申告書作成会場はありません。



e-Taxを利用しよう

税 務 署

◆申告書の提出期間と納税の期限

所得税及び復興特別所得税	平成26年 2月17日（月）～ 平成26年 3月17日（月）
贈 与 税	平成26年 2月 3日（月）～ 平成26年 3月17日（月）
個人事業者の消費税及び地方消費税	平成26年 3月31日（月）まで

※所得税の還付申告書は、2月14日(金)以前でも提出できます。

※提出前に申告内容が正しいことを確認し、早めに提出してください。

◆e-Taxなら自宅で簡単に申告書の作成・提出ができます

確定申告書等作成会場での相談は、毎年大変混み合います。e-Tax（国税電子申告・納税システム）をご利用いただくと、自宅のパソコンで申告書の作成・提出ができます。e-Taxを利用して申告する場合、医療費の領収書等は、その記載内容を入力して送信することにより、これらの提出を省略することができます。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では画面の案内に従って金額などを入力すれば、税額などが自動計算され、所得税の確定申告書や決算書等が簡単に作成できます。

作成後は、e-Taxを利用してデータで送信する方法（「電子証明書付の住民基本台帳カード」と「ICカードリーダライタ」が必要になります。）と、印刷して税務署に郵送などで提出する方法があります。

◆公的年金等に係る雑所得を有する方の所得税の確定申告不要制度

平成23年分の確定申告から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合には、所得税について確定申告書の提出は不要となりました。

※該当の方でも住民税の申告が必要な場合があります。また、所得税の還付を受けるには、確定申告書の提出が必要です。

◆納税は口座振替をご利用ください

※新規に口座を利用する方は、所得税は3月17日(月)まで、個人事業者の消費税及び地方消費税は3月31日(月)までに手続きしてください。

※平成25年分に係る確定申告分の振替日は、次のとおりです。

- ・ 所得税 平成26年 4月22日（火）
- ・ 個人事業者の消費税及び地方消費税 平成26年 4月24日（木）

◆所得税が還付になる方へ

- ・ 還付金の振込先の記入は確実にお願いします。
- ・ 振込口座は、申告者（本人）名義に限ります。転居や結婚等により住所・氏名が変わった場合は、金融機関で変更の手続きをしてください。
- ・ 記載相違、記載もれや書類（源泉徴収票、医療費の領収書、その他必要な書類）の添付もれがある場合には、税金を還付できないことがありますので御注意ください。

◆国外財産調書の提出について

平成25年12月31日において、価額の合計額が5,000万円を超える国外財産を有する方は、平成26年 3月17日(月)までに「国外財産調書」を提出しなければなりません。

◆納税証明書の交付について

平成25年分の所得税の納税証明書が必要な場合は、確定申告書を税務署の受付窓口まで御持参いただき、受付担当にその旨をお申し出ください。なお、平成25年分の所得税の確定申告書を提出された後に所得税の納税証明書を請求される場合には、交付までに相当期間を要しますので御了承願います。

みんなの力で法人会を大きく育てよう

税 務 署

◆個人事業者の消費税及び地方消費税について

平成25年分消費税の申告・納税が必要な方は、平成23年分の売上高（課税売上高）が1,000万円を超えている方と課税事業者の選択届出書を提出している方です。

消費税は、最終消費者からの預かり金ですから、申告・納付もれとならないよう、必ず御確認ください。

◆税理士による無料申告相談

◎税理士による小規模納税者などのための無料申告相談の開催日程（開催日程は次の○印のとおりとなります。）

会 場	2 月																
	4	5	6	7	10	12	13	14	17	18	19	20	21	24	25	26	27
上原社会教育館 上原 3-13-8	○																
恵比寿社会教育館 恵比寿 2-27-18		○	○														
幡ヶ谷区民会館 幡ヶ谷 3-4-1						○	○				○	○					
渋谷区役所 宇田川町 1-1																○	○

◎小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象としております。
 ◎次の場合には、会場の利用を御遠慮ください。 ①土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合
 ②所得金額が高額な場合 ③所得計算等が複雑な場合 ④税理士に依頼している場合
 ◎各会場では、e-Taxでの申告手続きを推進しています。

◎各会場とも、お車での来場は御遠慮ください。
 ◎会場の混雑状況等により、受付を早めに締め切ることもあります。
 ◎各会場の初日は、混み合います。
受付時間：いずれの会場も 【午前】9時30分～11時30分 【午後】1時～3時30分
（相談開始は10時から）

※申告書の作成に必要な書類（昨年の申告書控、源泉徴収票など）と印鑑を御持参ください。

【問い合わせ】渋谷税務署 個人課税1部門 TEL 3463-9181（自動音声対応）

◆税理士による確定申告無料相談【申告書等の受付は行いませんので、御注意ください。】

●確定申告相談会（税理士会渋谷支部主催）

月 日	会 場	所在地	受付時間
3月3日(月)～7日(金) ・3月10日(月)	税理士会渋谷支部 事務局	桜丘町16-15 カーサ渋谷301	【午前】10時00分～11時30分 【午後】1時00分～3時30分

※相談会の注意事項

◎小規模納税者の所得税及び消費税、年金受給者及び給与所得者の所得税の申告を対象（土地、建物及び株式などの譲渡所得のある場合を除く）としております。

◎自書による申告書作成の指導を行いますので、申告書の作成に必要な書類（申告書、源泉徴収票、収支内訳書、昨年の申告書控等）と印鑑、筆記具、計算用具などを御持参ください。

◎お車での来場は御遠慮ください。

◎混雑する場合は、受付を早めに締め切ることもありますので御了承ください。

【問い合わせ】東京税理士会渋谷支部 TEL 3461-2938

電子納税、電子申告を活用しよう

「国外財産調書」の提出制度のあらまし

～法施行後の最初の国外財産調書は、平成25年12月31日における国外財産の保有状況を記載して、平成26年3月17日までに提出していただくことになります。～

制度の趣旨・概要等

(趣 旨)

適正な課税・徴収の確保を図る観点から、平成24年度の税制改正において、国外財産を保有する方からその保有する国外財産について申告をしていただく仕組み（国外財産調書制度）が創設されました。

(国外財産調書を提出しなければならない方)

居住者（「非永住者」の方を除きます。）の方で、その年の12月31日において、その価額の合計額が5千万円を超える国外財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した国外財産調書を、その年の翌年の3月15日までに提出しなければならないこととされました。

(所得税法上の「財産及び債務の明細書」との関係)

国外財産調書を提出する方が、所得税法に規定する「財産及び債務の明細書」を提出する場合には、その財産及び債務の明細書には、国外財産調書に記載した国外財産に関する事項の記載は要しないこととされています。

●国外財産調書制度に関するその他の措置

国外財産調書制度においては、適正な提出をしていただくために次のような措置が設けられています。

イ 国外財産調書の提出がある場合の過少申告加算税等の優遇措置

国外財産調書を提出期限内に提出した場合には、国外財産調書に記載がある国外財産に関して所得税・相続税の申告漏れが生じたときであっても、過少申告加算税等が5%減額されます。

ロ 国外財産調書の提出がない場合等の過少申告加算税等の加重措置

国外財産調書の提出が提出期限内にない場合又は提出期限内に提出された国外財産調書に記載すべき国外財産の記載がない場合（記載が不十分と認められる場合を含みます。）に、その国外財産に関して所得税の申告漏れ（死亡した者に係るものを除きます。）が生じたときは、過少申告加算税等が5%加重されます。

ハ 故意の国外財産調書の不提出等に対する罰則

国外財産調書に偽りの記載をして提出した場合又は国外財産調書を正当な理由がなく提出期限内に提出しなかった場合には、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。ただし、期限内に提出しなかった場合には、情状により、その刑を免除することができることとされています。

(注) 上記イ及びロについては、平成26年1月1日以後に提出すべき国外財産調書について適用されますが、ハについては、平成27年1月1日以後に提出すべき国外財産調書に係る違反行為について適用されます。

詳しくは、国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）でご確認ください。

都税事務所だより

2月は固定資産税・都市計画税第4期分の納期です(23区内)

昨年6月にお送りした納付書により、2月28日(金)までにお納めください。

＜ご利用になれる納付方法＞

- ①金融機関※¹・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁の窓口
- ②口座振替※²
- ③コンビニエンスストア※³

＜利用可能なコンビニエンスストア＞

くらしハウス ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエイト スリーエフ
生活彩家 セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン MMK設置店（コンビニ以外の店舗を含む。ただし、無人端末は除く。）

- ④金融機関※¹・郵便局の （ペイジー）対応のATM、インターネットバンキング、モバイルバンキング※⁴
 - ※1 一部、都税の取扱いをしていない金融機関があります。
 - ※2 お申込方法等の詳細は、主税局徴収部納税推進課口座振替係(03-5912-7520)へお問い合わせください。
 - ※3 納付書1枚あたりの合計金額が30万円までの納付書（バーコードがあるもの）に限ります。
 - ※4 ○ （ペイジーマーク）の入っている都税の納付書に限ります。
 - 領収証書は発行されません。領収証書が必要な方は、金融機関等の窓口またはコンビニエンスストアでご納付ください。なお、都では独自に「都税納税確認書」を発行しておりますので、ご希望の方は各都税事務所までご連絡ください。
 - 新規にインターネットバンキングやモバイルバンキングをご利用の方は、事前に金融機関へのお申込みが必要です。
 - システムの保守点検作業のため、一時的にご利用できない場合があります。

固定資産税・都市計画税の納付には、安心便利な口座振替をご利用ください。

お申込みは、口座振替を開始しようとする月の前月の10日までに、口座振替依頼書（ハガキ式又はダウンロード様式）に必要事項を記入の上、郵送していただくか、預(貯)金通帳、通帳届出印、納税通知書をご持参のうえ、金融機関または郵便局の窓口でお手続きください。

＜口座振替のお問い合わせ先＞ 主税局徴収部納税推進課口座振替係（03-5912-7520）

4月から固定資産税にかかる土地・家屋の価格などが ご覧になれます(23区内)

- ◆縦覧期間 平成26年4月1日（火）から6月30日（月）まで（土・日・休日を除く）
- ◆縦覧時間 午前9時から午後5時まで
- ◆縦覧場所 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

＜縦覧できる方＞ 平成26年1月1日現在、23区内に土地・家屋を所有する納税者の方

＜縦覧できる内容＞ 所有資産が所在する区で課税されている土地・家屋の価格など（縦覧帳簿）

（注）納税通知書は6月2日（月）に発送予定です。

東京都主税局では、本人へのなりすましなどにより、不正な目的で公簿の閲覧及び証明の申請を行うことを防止し、納税者の皆様の個人情報保護を図るために、縦覧時の本人確認等を厳格に行っております。詳しくは、ホームページをご覧ください。土地・家屋が所在する区にある各都税事務所にお問い合わせください。

【お問い合わせ先】 渋谷都税事務所 固定資産税課 電話 03-3463-4311（代表）

メールアドレスを登録しよう

平成26年の新春を寿ぎ新年賀詞交歓会を催す

去る1月10日(金)午後5時30分より、セルリアンタワー東急ホテルに於いて新年賀詞交歓会を開催した。

当日は、渋谷税務署長由谷三次様を始め、各界の代表35名の方々をご来賓にお迎えし、会員(185名)とともに平成26年の新春を寿いだ。

まず柳田会長の年頭の挨拶に続き、由谷渋谷税務署長、譲原渋谷都税事務所長、桑原渋谷区長、松崎東京法人会連合会専務理事、そして友誼団体を代表して東京税理士会渋谷支部の森支部長よりご挨拶をいただいた。

その後、前号にてお知らせした平成25年度納税功労表彰を受けられた方々をご披露し、記念品を授与した。

続いて宇野澤顧問の乾杯で懇親会に入り、来賓、会員相互に新春のお祝いの言葉を交わしながら、情報交換等に花を咲かせ、懇親のひと時を有意義に過ごした。



柳田会長



由谷署長



新年賀詞交歓会



納税功労賞受表彰者の方々



譲原所長



桑原区長



松崎東法連専務理事



森東京税理士会渋谷支部長



宇野澤顧問

特養ホーム美竹の丘、あやめの苑、けやきの苑を慰問 ＜社会貢献委員会＞

社会貢献委員会では11月19日：あやめの苑、20日：けやきの苑、21日：美竹の丘の特養老人ホームを慰問。昨年に続いて、千駄ヶ谷の公益社団法人二期会から歌手2名、ピアノ1名のご協力を得て、今年も入所者の方々になじみの深い童謡を中心に12曲を歌い、入所者の方々も聴き入っていた。



オペラ歌手とピアニスト



桑原渋谷区長ご挨拶



八木原社会貢献委員長挨拶



聴き入るホームの方々

会員の増加は、会員のメリットに通じる

e-Tax・eLTAX体験と地方税説明会

去る11月25日(月)渋谷法人会館において、午後2時から4時までe-Tax・eLTAXの体験と地方税についての説明会を開催した。

まず、渋谷都税事務所の小笠原事業税課長の挨拶に続き、村上氏よりeLTax（エルタックス）の活用の仕方やメリット、平松氏より省エネ促進税制（法人事業税）についてパワーポイントを用いて説明があった。

続いて渋谷税務署法人課税第一部門南審理担当上席調査官の挨拶の後、同じく法人課税第一部門の山田審理担当調査官よりe-Taxを使った法定調書の作成・提出と源泉所得税の申請について実際にパソコンを使用しての説明と体験をしていただいた。出席者12名。



都税事務所
小笠原事業税課長



eLTAXについて
村上氏



省エネ促進税制について
平松氏



税務署
南審理上席挨拶



e-Tax研修会講師
山田審理調査官



e-Tax・eLTAX研修会

消費税の概要・経過措置セミナーを開催

今年4月から消費税率が5%から8%に引き上げられるのに合わせて、12月4日(水)と10日(火)渋谷区立商工会館において消費税の概要・経過措置セミナーを開催した。当初4日の案内をしたところ、定員オーバーとなった為、急きょ10日にもう一度企画し、4日の申込が定員オーバー後となった方を対象に案内し開催した。



講師：上村第2部門統括官



ほぼ満員の会場

講師は渋谷税務署法人課税第2部門上村統括官。

2月21日にもう1度、ほぼ同じ内容のセミナーを開催することとし、しぶや法人No.526にチラシを同封した。また渋谷法人会HPからも申込可能です。

ボジョレー・ヌーヴォーを心から楽しむ会を開催

去る11月22日(金)、渋谷東武ホテルにおいて、ボジョレー・ヌーヴォー解禁に合わせて、会員企業の独身者を対象に、ワインを楽しみながら素敵な出会いの機会を持っていただこうと初めてのイベントを催した。



東武ホテルのソムリエによるワインの解説

当日は渋谷東武ホテルのソムリエからワインについてレクチャーがあり、続いて出席者のプロフィールトーク、乾杯の後フリートーク、最後にカップリング発表となり4組のカップルが誕生した。出席者はワインに会話にと大変好評だった。出席者48名。



e-Taxを体験してみよう！

タブレット教室を開催

“2回のタブレット教室で完全マスター”と題して、初めてのセミナーを計画し、1回目を去る10月25日(金)午後1時30分から3時30分まで渋谷法人会館で開催した。

1回目はタブレットPCの選び方と活用法そして購入の仕方、スマホとの違いについて説明し、その後実際にタブレットPCの操作を体験してもらった。

第2回目は1回目の方の希望を聞いて、12月2日(月)と12月6日(金)の2回に分けて同じ時間、同じ場所で開催した。2回目は出席者も少なくなった為ほぼマンツーマンでのセミナーとなり、好評だった。

ブロックだより

“フェスタはらじゅく”に参加

第11ブロック(丸山ブロック長)

去る12月7日(土)第11ブロックでは昨年に引き続き、神宮前小学校で開催されている“フェスタはらじゅく”に参加した。

当日は、子供だけが参加できるスタンプラリーの中間点の1つとして参加、渋谷税務署提供の子供向け税金クイズを解いてもらい、お菓子や文房具の景品を渡した。



こども税金クイズ

部会だより

青年部会合同意見交換会を開催

11月26日(火)午後4時より法人会館において、青年部会主催女性部会協賛による渋谷税務署との合同意見交換会を開催した。

第一部渋谷税務署法人調査副署長の遠藤利和氏に「税務よもやま話」と題して講演していただき、続いて第二部の意見交換会に入った。



藤木部会長挨拶



講演会



講師：佐藤副署長



少人数での意見交換会

意見交換会では、4つのグループに分かれ、佐藤副署長、遠藤副署長、杉野法人第一統括官、南審理担当上席にそれぞれ一人ずつグループに入ってもらい税務関係について日頃聞きづらいような話題も含めて話合った。

出席者は署から4名、部会員等27名

女性部会だより

小学生税の絵はがきコンクールの入賞作品を展示

女性部会主催の第3回渋谷区内小学生“税の絵はがきコンクール”で入賞した作品を、東急東横店2階通路に展示した。その後2月下旬まで渋谷区役所に展示されます。

また、展示に先立ち各小学校において授彰式を行った。写真は猿楽小学校。



展示作品



石井女性部会長



猿楽小学校授彰式

法人会ホームページを活用しよう



自動車の移転・廃車手続きはお済みですか？



自動車税は、毎年4月1日現在、自動車検査証（車検証）に記載されている所有者（割賦販売の場合は使用者）の方に課税されます。

自動車を譲渡したときは移転登録、廃車したときは抹消登録の手続きが必要です。お早めに、管轄の運輸支局又は自動車検査登録事務所で手続きをお済ませください。

◇自動車を譲渡したとき：平成26年3月31日（月）までに移転登録をお済ませください。

★移転登録の手続きがお済みでないと、手放したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

◇廃車等で自動車を使わなくなったとき：速やかに抹消登録をお済ませください。

★抹消登録の手続きがお済みでないと、廃車したはずの自動車に自動車税が課税され、トラブルの原因となります。

登録手続きに関しては、以下のホームページをご覧ください。

〈国土交通省ホームページ「自動車検査・登録ガイド」〉

http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr6_000007.html

【お問い合わせ先】東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時まで（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

便利な電子申告・電子納税等をご利用ください！

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人住民税、23区内の事業所税、23区内の固定資産税（償却資産）について、eLTAX（地方税ポータルシステム）を利用した電子申告等の受付を行っています。

東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人住民税	事業所税（23区内）	固定資産税（償却資産）（23区内）
電子申告	○予定申告 ○確定申告 ○清算確定申告 ○中間申告 ○均等割申告 ○修正申告 など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・届出	○法人設立・設置届出 ○異動届出 ○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請 ○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書 ○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止 ○事業所税減免申請 ○みなし共同事業に関する明細	_____
電子納税	○本税の納付 ○加算金の納付 ○延滞金の納付 ○見込納付	○本税の納付 ○延滞金の納付 ○加算金の納付	_____

<利用手続についてのお問い合わせ>

【eLTAX ホームページ】 <http://www.eltax.jp/>

【eLTAX ヘルプデスク】 0570-081459（PHS・IP電話をご利用の場合：045-759-3931）

平日 午前8時30分～午後9時

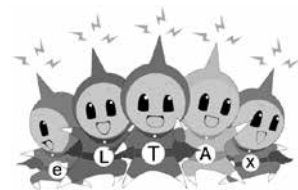
（土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く）

<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請・届出】 渋谷都税事務所の各税目担当係

【電子納税】 渋谷都税事務所の徴収管理係

渋谷都税事務所 電話 03-3463-4311（代表）



eLTAXイメージキャラクター
エルレンジャー

振替納税を利用しよう

自動車税住所変更届の電子申請をご利用ください

引越しをしたときは、自動車の変更登録の手続きが必要です。

変更登録の手続きが遅れますと、自動車税の納税通知書が届かないなどのトラブルの原因となります。やむを得ず手続きが遅れる場合は、電子申請や電話により、納税通知書の新しい送付先住所をお知らせください。

電子申請は、インターネット・携帯電話から24時間ご利用いただけます。
※東京ナンバーの自動車に限ります。

※軽自動車・二輪車・原動機付自転車は、お住まいの区市町村へお問い合わせください。

※電子申請をご利用いただくには、東京電子自治体共同運営サービスへの利用者登録が必要です。

詳しくは、

主税局 自動車税 住所変更

検索

【お問い合わせ先】 東京都自動車税コールセンター 03-3525-4066

平日 午前9時～午後5時まで

(土日・祝日、年末年始12/29～1/3を除く)

しふや法人No.526

季節のクロスワードパズル●解答

解答 コンチェルト

ピ	ッ	コ	ロ		シ	キ	シ
ア		ン		エ	ン	ソ	ウ
ノ	ウ	ガ	ク	ド	ウ		チ
	ク		ラ		チ	チ	
リ	レ	キ	シ	ヨ		カ	シ
ユ	レ		ツ	ウ	カ	テ	ン
ー		エ	ク	ボ		ツ	バ
ト	ツ	キ		ウ	タ		ル

●当選者

しふや法人No.526の“季節のクロスワードパズル”にご応募いただきありがとうございました。

当選者は、下記の方々です。

(有)タケナカ 竹中 勲様
一般社団法人 新情報センター 中川 幹子様
(有)AZプランニング 津野 久彦様
(株)イトキン 林 さやか様
(株)マストプランニング 木村 晴美様

正解者の中から
抽選で5名の方に
クオカード1000円分
をプレゼント!

応募方法

◆郵便はがきに①クイズの答え②郵便番号③送付先④氏名⑤法人名⑥連絡先電話番号を明記の上、〒150-0045 渋谷区神泉町9-10 公益社団法人 渋谷法人会事務局までお送り下さい。なお締め切りは、平成26年3月7日金(消印有効)とさせていただきます。また応募はお1人様1通限りとさせていただきます。たくさんのご応募、お待ちしております。当選者は次号発表いたします。

季節のクロスワードパズル

パズル制作・笠見孝子

1	2			3	4		5
6			7				
8		9			10	11	
				12			13
	14		15			16	
17					18		
19		20		21			22
23				24			

解答欄

●「鬼もいろいろ」のクロスワードです。タテ・ヨコのカギをヒントにパズルを解き、グレーのマスに入った5文字を並べかえて、「節分」にふさわしい言葉にしてください。

タテのカギ

- 「悪い子はいねえがぁ」と秋田の冬
- 煮物に使う液体甘味料
- フガフガ…笑いすぎてはずれちゃった!
- あの丈夫な人が風邪? 鬼の〇〇〇〇ね
- 見て、きれいな夕焼けよ。と、指さす方角
- 鬼が出るか〇〇が出るか
- 一等を逃してコレ
- ぼってりしているとタラコでしょう
- 宅配便などに多い車種です
- 鬼の武器は金棒。歌舞伎の権三さんなら?
- 包んで持つ、究極のエコバック
- ビビビボン、正午をお知らせします
- まったく酔っていませんっ
- 産直とは〇〇〇直送のこと

20 ケータイで1の下は?

- 鬼退治をした若者、この果物から誕生
- 年男さんと福娘さんがまきます

ヨコのカギ

- うるうる…鬼の目にも
- ゾッとすると顔色が紫になる鬼
- あんたがたどこさ♪とポンポンつきます
- 極楽も〇〇〇もない、鬼もない。とりアリスト
- 激怒したママって能面みたい!?
- 苦の種だそうです
- 鬼も十八、〇〇〇〇も出花
- 雷神の相方、袋を持つ鬼
- 「5位だったよ」「何人中?」「5人」
- シンデレラさん、馬車でどちらへ?
- きび団子を、手に持ってたべましたとき
- 鬼が棲んでいたといわれる平安京の門
- 食器は雑巾で拭いちやダメ
- うるち米より粘り強い?

21年間の豊富な開発ノウハウと先端技術への飽くなき挑戦!

ソフトウェアのエキスパート集団
コンピュータ事業に関するコンサルテーション
http://www.metssoftware.co.jp
E-mail: master@metssoftware.co.jp

メッツソフトウェア株式会社

Tel 03-3379-8325

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-15-2

